

令和2年第8回（11月）佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

令和2年11月19日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和2年11月19日（木）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 議案第143号から議案第152号まで
 - 第 4 (総務文教常任委員会付託案件)
議案第143号、議案第144号
(市民厚生常任委員会付託案件)
議案第145号から議案第150号まで
(産業建設常任委員会付託案件)
議案第151号、議案第152号
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	平	田	和	太	龍	君	2番	山	本	健	二	君
3番	林		純	一	君		4番	佐	藤		定	君
5番	中	川	健	二	君		6番	後	藤	勇	典	君
7番	北			啓	君		8番	室	岡	啓	史	君
9番	広	瀬	大	海	君		10番	上	杉	育	子	君
11番	稻	辺	茂	樹	君		12番	山	田	伸	之	君
13番	荒	井	眞	理	君		14番	駒	形	信	雄	君
15番	山	本		卓	君		16番	金	田	淳	一	君
17番	中	村	良	夫	君		18番	中	川	直	美	君
19番	近	藤	和	義	君		20番	坂	下	善	英	君
21番	佐	藤		孝	君							

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺	竜	五	君	副市長	伊貝	秀	一	君
教育長	渡邊	尚	人	君	総合政策監	日坂		仁	君

総務課長 (兼選挙管理委員会事務局長)	中川宏君	企画課長	猪股雄司君
財政課長	平山祐君	市民生活課長	斎藤昌彦君
高齢福祉課長	吉川明君	上下水道課長	宮城徹君
教育総務課長	坂田和三君	両津病院管理部長	伊藤浩二君

事務局職員出席者

事務局長	山本雅明君	事務局次長	本間智子君
議事調査係	梅本五輪生君	議事調査係	岩崎一秀君

午前10時00分 開会・開議

○議長（佐藤 孝君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第8回（11月）佐渡市議会臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
今臨時会の会議録署名議員は、14番、駒形信雄君及び16番、金田淳一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

○議会運営委員長（近藤和義君） おはようございます。去る11月16日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議しましたので、報告します。
会期につきましては、本日1日とします。
会期日程は、お手元に配付した会期日程表等を御覧ください。この後議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、常任委員会の審査となります。常任委員会の審査が終了次第、当該報告書を配付し、委員長質疑等の受付の後、議会運営委員会を開催し、本会議を再開します。なお、再開時間は常任委員会の進捗状況を見て決定し、事務局より周知させます。本会議再開後は、委員長の報告、採決を行います。
報告は以上であります。

○議長（佐藤 孝君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第143号から議案第152号まで

○議長（佐藤 孝君） 日程第3、議案第143号から議案第152号までについてを一括議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。
市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） おはようございます。それでは、議案第143号からご提案をさせていただきます。

議案第143号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年の新潟県人事委員会勧告に準じ、佐渡市職員の期末手当について本年12月の支給月数を0.05月引下げ、翌年度については期末手当等の年間の支給月数を本年度と同様に引き下げるものであります。

議案第144号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ1,950万4,000円を減額するものです。補正内容は、新潟県人事委員会勧告に伴い、人件費の減額を計上するとともに、財政調整基金繰入金の減額を計上するものでございます。

議案第145号から議案第152号までの8議案については、新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の減額補正を予算計上するもので、一括してご説明をいたします。議案第145号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、歳入歳出予算額からそれぞれ10万8,000円を減額するものです。

議案第146号 令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算額からそれぞれ6万円を減額するものです。

議案第147号 令和2年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算額からそれぞれ26万3,000円を減額するものです。

議案第148号 令和2年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算額からそれぞれ66万1,000円を減額するものです。

議案第149号 令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算額からそれぞれ89万6,000円を減額するものです。

議案第150号 令和2年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）については、収益的収支において支出を271万9,000円減額するものです。

議案第151号 令和2年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）については、収益的収支において支出を57万7,000円減額し、資本的収支において支出を8万8,000円減額するものです。

議案第152号 令和2年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収支において支出を17万2,000円減額し、資本的収支において支出を12万1,000円減額するものです。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第143号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 全体が全部同じ人事委員会勧告に伴う職員のボーナスの引下げの中身なので、ここで聞いておきます。4点ほどお尋ねをいたします。

まず1つは、人事院でも言っているのだけれども、6月から7月の間にかけての調査に基づいてということなのだけれども、コロナ禍の影響の中で本当に民間はそもそも下がる一方だったのではないかということと、調査は大丈夫だったのかということが1つ。そこで、今コロナ禍で地域経済や日本経済が停滞

をしている中での賃下げということになるわけだ。そういう意味で他市の自治体の状況はどうなのか。そして、現在そもそも佐渡市の職員の現在の水準は県内レベルでいうと、ラスパイレスという言い方もあるけれども、どの程度なのか、まず1点お尋ねをしたい。

2つ目ですが、今ほどもちょっと言いましたが、公務員の給料下がると民間も、「ほら、公務員も下げたではないか」ということで下がるというのは、これは昔から言われていることで、しかもコロナ禍の中でこういう状況だから、なお一層そういった口実にされかねないと思うのですが、その辺の悪影響も考えての上なのかということが2点目です。

3点目、会計年度の任用職員が今年度から始まりました。そこへの影響は一体どうなるのか。それと、今テレビでもいろいろ言われていますが、コロナ禍の中で福祉関係、保育園もそうだけれども、子供たちにコロナ感染しないようにとか、病院で言えば医師、市の職員なのだろうと思うのだけれども、そういうところはどうなるのかが3点目です。

4点目、先ほど市長も言ったように、県の人事委員会の勧告に当たっての文書を読んでみると、単純に下げるということだけではないのです。職員の労働環境をやっぱり改善していくことが重要だと。とりわけコロナ禍等、大規模な自然災害が増えているこのさなかにあってということが述べられているのだが、その中で例えば県の報告によると（2）のウでは職員の健康管理等というところの中で、時間外勤務の問題を書いています。この時間外勤務というのは、佐渡市の場合でたらめなのではないかと思うのだけれども、どうか。加えて言えば報告の最後のところで、会計年度任用職員の勤務条件等についても触れられているのだが、その辺もただ単純に下げるというだけではなくて、職員の時間外の健康管理なんかも含めしっかりやりなさいよというのが今回の人事委員会勧告、報告なのだが、その辺どういう対応なのか教えていただきたい。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

この人事委員会勧告につきましては、6月、7月から1年間を遡った中でのボーナスの基準を民間レベルで調べております。その中ではまだコロナの影響が少なかったということで、例年の差はなかったということでございます。今報道等されている中では12月のボーナスが大幅にカットというような民間企業出ておりますが、その影響は次年度に大幅に出てくるというふうに考えております。

それから、県内の状況でございますが、県内市町村いずれも引下げの予定で、臨時会ないし12月の定例会で提案するという予定というふうに聞いております。

それから、会計年度任用職員につきましては、市の職員の給与体系を基に給料表を作つてございますが、それに対して人事委員会勧告の適用がございませんので、今回のマイナス、引下げということでの適用は考えてございません。

それから、福祉職、そういう部分、医療等の部分につきましては、職員ということで一律この適用をしていくという考え方でございます。

それから、時間外勤務等の対応につきましては、この人事委員会勧告等の中でも当然触れられておりますけれども、それ以前に働き方改革等の中では職員の健康管理等も十分踏まえた中で、所属長のそういう

た職員管理を徹底するような形でこの後も周知徹底していきたいと考えてございます。

それから最後に、会計年度任用職員の対応等につきましても今後きちっと検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） すみません。漏れました。ラスパイレスの関係でございますが、今新しいものは出てございません。今あるのが昨年の状況でございますけれども、県内20市の中では一番最下位でございます。30市町村の中でも28位というような形で、下位に位置しております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） これまで聞いているのは、労働組合も人事委員会勧告に従うということで合意をしてきているということですから、私どもがあれこれ言うところではないのかもしれません、今のコロナ禍における日本の経済状況、たださつき言ったように民間の給料にもやっぱり一定程度影響する。先ほど答弁があったように実際のコロナの影響というのは次年度だから、上がるわけないですよね、今見ていると。そういう意味でいうと、これ下がる方向でしかないのかなと。会計年度のことで言いましたが、会計年度任用職員の問題は同一労働同一賃金という大原則の下で、まだ今後も、今年度も調整をしていかなければならぬはずだけれども、対象となるべき職員が下がるということは下がっていくのです。もともとランクが1段とか2段下のわけだから、そういう意味で影響があるのではないかということなのですが、そこで聞くのですが、一時金は生活給である期末手当と勤勉手当の2つで構成されています。過去6年間でいうと、勤勉手当を引き上げる。つまり言葉を悪く言うと成績主義の部分を引き上げる。今回の場合は具体的にどうなのか。つまり僅かとはいうものの、全体として下がる。期末手当というのは生活給ですから、労働者としての。その辺は具体的にどうなりますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

期末、勤勉手当というような形の改定でございますが、勤勉手当につきましては同率であります。期末手当の部分を0.05%引き下げるというような形でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、生活給を下げるということですね。考え方とすると、今言ったように勤勉手当と期末手当、生活給の部分、本来であれば勤勉手当あたりなのかなというふうに思うのだが、この後の審査をお願いをしたいと思います、各委員会の。

そこで、もう一点だけ聞いておきます。先ほど言ったように全体としては会計年度任用職員のほうにも影響する、民間にも影響する。こういう大きなものなのだから、見送りというのも私はありではないかなと思うのだけれども、労働組合との関係もありますから、強くは言いませんが、ただもう一点だけ。県の改定に当たっての勧告、先ほどちょっと紹介をしましたが、職員の健康管理等のところでは時間外勤務を命ずる場合にはということで、大変分かりやすく出ています。佐渡市の状況を見ると、私はこの時間外勤

務の問題はあまりきちんといっていないのではないかというふうに思っているので、その辺もしっかりと併せて、市長も新しくなり、議会も新しくなって、市民の期待にどう応えていくか。一生懸命働いていけるような職場環境もつくっていかねばと思っているのだが、その辺は何か今回工夫することありますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

議員おっしゃられること、ごもっともかと思いますが、現時点においては当初から取り組んでおります働き方改革の中で当然取り組んでおりますし、この勧告の中で新潟県も申し上げているとおり、その部分も踏まえましてしっかりと今後対応をしていきたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第143号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第144号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出一括で行います。

それでは、議案第144号についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第144号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第145号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第145号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第146号 令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第146号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第147号 令和2年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第147号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第148号 令和2年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第148号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第149号 令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第149号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第150号 令和2年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 誰も聞かないようなので。先ほどもちょっと聞いたのですが、病院の医師とか看護師とかもやっぱり下がるのでしょうか、どの程度下がるのだろう。つまり今でも看護師不足だ云々という中で看護師を求めていた。たしか今年の初めですか、会計年度任用職員の看護師、いい給料かと思ったら200万円程度だったということなのだけれども、具体的にはどの程度どうなりますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

伊藤両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） ご説明いたします。

両津病院のほうで医師手当は14万3,000円、相川病院は7万8,000円、看護師につきましては両津病院58万7,000円、相川病院34万円です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ここに相川云々とは分けてはないけれども、分かるのだけれども、看護師募集、医師募集ということで、給料これだけですよとやっているさなか、今コロナの第3波が来たかと言われている中で、今でも気をつけてやっているのだと思う中で、こういった部分はやらなければいけないのかなということを聞いたのですが、どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） コロナ禍の中で非常に医療系の皆様方、本当にご苦労されているということは重々承知しております。一方で給与の体系とは別に、また違う手当のやり方等も含めまして、医療系への支援ということは1回終わっているところでございます。この中で、またコロナの状況踏まえながら、支援が必要ということであれば、まず別途支援の形が適切であろうというふうに考えておりまして、基本的にはやはり人事委員会勧告、これをしっかりとすることによって、民間を反映した形での給与になるということで、原則でございますので、まず現段階ではしっかりと大原則を守りながら、その中でまたいろいろなご負担等につきましては別の対応を考えていくという形が今適切ではないかと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 議長に怒られますか、人事委員会勧告というのに頼るということだけではなくて、

公共公務の労働者、労働がいかに大切かということを説いているわけで、ぜひそういったものを踏まえた上で今回下げるに当たってもなぜ下げるのか、それをどうするのかと、その中身というのはこういうものだということをやっぱりしっかりとつかむべきだということを言って、私はこれで終わります。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第150号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第151号 令和2年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第151号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第152号 令和2年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第152号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第143号から議案第152号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

ここで委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 (総務文教常任委員会付託案件)

議案第143号、議案第144号

(市民厚生常任委員会付託案件)

議案第145号から議案第150号まで

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第151号、議案第152号

○議長（佐藤 孝君） 日程第4、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託された案件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、金田淳一君。

〔総務文教常任委員長 金田淳一君登壇〕

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第143号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新潟県人事委員会の職員の期末手当の改定に関する勧告を踏まえ、本年12月の期末手当の支給月数の引下げ及び翌年度以降の年間の支給月数の引下げを行うため、佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第144号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）について。本案は、令和2年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額から1,950万4,000円を減額するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の期末手当の改定に関する勧告に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより総務文教常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、山田伸之君。

〔市民厚生常任委員長 山田伸之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第145号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について。本案は、令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ10万8,000円を減額するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の期末手当の改定に関する勧告に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第146号 令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ6万円を減額するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の期末手当の改定に関する勧告に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第147号 令和2年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。本案は、令和2年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ26万3,000円を減額するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の期末手当の改定に関する勧告に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第148号 令和2年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和2年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ66万1,000円を減額するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の期末手当の改定に関する勧告に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第149号 令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ89万6,000円を減額するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の期末手当の改定に関する勧告に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第150号 令和2年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について。本案は、令和2年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的支出の予定額から271万9,000円を減額するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の期末手当の改定に関する勧告に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより市民厚生常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、駒形信雄君。

〔産業建設常任委員長 駒形信雄君登壇〕

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第151号 令和2年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について。本案は、令和2年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的支出の予定額から57万7,000円を、資本的支出の予定額から8万8,000円を減額するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の期末手当の改定に関する勧告に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第152号 令和2年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）について。本案は、令和2年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的支出の予定額から17万2,000円を、資本的支出の予定額から12万1,000円を減額するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の期末手当の改定に関する勧告に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

令和2年第8回（11月）佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 1時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 佐藤 孝

署名議員 駒形信雄

署名議員 金田淳一